

土木遺産の「わかりやすい価値の提示」と 保全状況について

—福岡県の選奨土木遺産を対象として—

永村 景子¹・小林 一郎²

¹正会員 九州大学大学院 工学研究院 特任助教 (〒819-0395 福岡市西区元岡744)
E-mail:nagamura@doc.kyushu-u.ac.jp

²正会員 熊本大学大学院 自然科学研究科 教授 (〒860-8555 熊本市黒髪2-39-1)

土木遺産保全に関わる主体は、学識者、管理者、市民、技術者の4者が挙げられ、保全の意味合いは、主体により異なる。学識者や技術者にとっては、土木遺産を対象として、その保存・活用が課題である。それに対して、地域住民が土木遺産にどのような価値を見出すかは多様である。それゆえ、どのような保存を求め、活用を望むか、といった課題や土木遺産保全の視点もケース・バイ・ケースである。土木遺産の管理者は、こうした学識者と地域住民の仲立ち的な立場にあると考えられる。そのため管理者にとっては、土木遺産の存在する空間を保全の対象ととらえ、土木遺産をまちづくりに活かす「土木遺産の運用」が課題である。土木遺産の運用は、計画、施策、保全の3段階に分けることができ、とりわけ施策段階のプロセスが重要である。本稿で取り上げる「わかりやすい価値の提示」はこのプロセスの前半に位置付けることができ、土木遺産の運用において最も重要な作業である。本講演では「わかりやすい価値の提示」と土木遺産保全の関係について、福岡県の選奨土木遺産を例に取り、実態把握をふまえて考察を行う。

Key Words : *Civil Engineering Heritage, conservation, management, evaluation*

1. はじめに

土木遺産保全に関わる主体は、学識者、管理者、市民、技術者の4者が挙げられ、それぞれが保全に関わっている。いずれの主体の関わりも、土木遺産が適切に保全されるには欠かせないものである。筆者らはこれまで、土木遺産保全の最終的な決定権を有する管理者の役割に着目し、土木遺産の運用に関する提言を行ってきた。

土木遺産の運用とは、管理者自身が土木遺産の存在する空間を保全の対象ととらえ、土木遺産をまちづくりに活かす視点をもって、土木遺産を保全するものである。土木遺産の運用は、計画、施策、保全の3段階に分けることができ、とりわけ施策段階のプロセスが重要である。本稿で取り上げる「わかりやすい価値の提示」はこのプロセスの前半に位置付けることができ、土木遺産の運用において最も重要な作業である。本講演では「わかりやすい価値の提示」と土木遺産保全の関係について、実態把握をふまえて考察を行う。具体的に福岡県の選奨土木遺産を対象として「わかりやすい価値の提示」および土木遺産保全の現状調査および分析を行い、これに基づき考察を試みる。

2. 土木遺産の保全と運用

(1)主体別にみた土木遺産保全の考え方

土木遺産保全は、主体により意味合いが異なる。学識者や技術者にとっては、土木遺産を対象として、その保存・活用が課題である。土木遺産主体の観点で土木遺産の学術的価値を評価し、技術(情報)の提供を行うことで、土木遺産の保全を図る。それに対して個人差や地域性もあることから、地域住民が土木遺産にどのような価値を見出すかは多様である。それゆえ、どのような保存を求め、活用を望むか、といった課題や土木遺産保全の視点もケース・バイ・ケースである。土木遺産の管理者は、こうした学識者と地域住民の仲立ち的な立場にあると考えられる。そのため管理者にとっては、土木遺産の存在する空間を保全の対象ととらえ、土木遺産をまちづくりに活かす「土木遺産の運用」が課題であるといえる。

(2)土木遺産の運用について

図-1は、管理者による土木遺産運用において揃えるべき項目を模式的に示したものである。土木遺産保全の望ましい段階を考慮し、計画、施策、保全の3つに区分している。横軸は①わかりやすい価値の提示を基点(O)

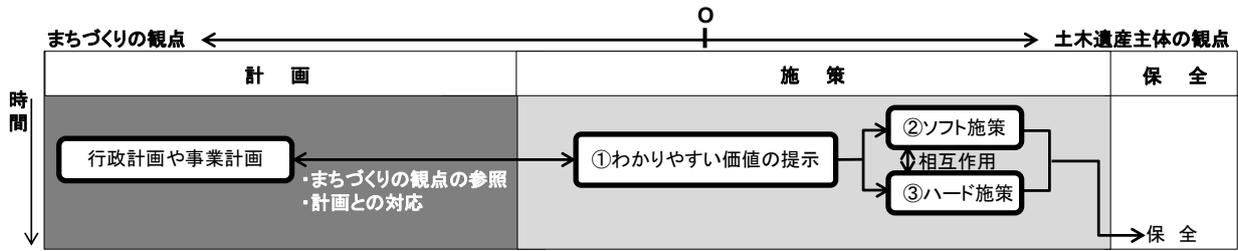


図 - 1 管理者による土木遺産運用の要点(筆者作成)

として、左側がまちづくりの観点、右側が土木遺産主体の観点である。縦軸は時間軸である。

計画、施策の各区分に示す項目は、管理者が取るべき方策である。

計画は、土木遺産保全に係る事業計画、特に管理者が自治体である場合は行政計画(総合計画、個別計画など)である。

施策は、①わかりやすい価値の提示、②ソフト施策、③ハード施策、およびそれらの結びつきである。①わかりやすい価値の提示は、土木遺産の”地域にとっての価値”を判断する作業である。次章に示す客観的な分類にもとづく価値判断作業が必要である。②ソフト施策と③ハード施策は、相互作用により、保全効果を高めるといえる。

管理者が土木遺産保全を図るには、各区分に太枠で示した事業計画・行政計画、①わかりやすい価値の提示、②ソフト施策、③ハード施策がすべてそろっている、さらにそれらが連係している(矢印がつながっている)必要がある。特に土木遺産保全の目的や方針を整理する上で、計画と施策の横断は重要である。計画と施策を媒介する①わかりやすい価値の提示は、土木遺産運用において、最も重要な作業といえる。

(3)「わかりやすい価値の提示」の重要性

土木遺産をまちづくりに活かすにあたって必要なまちづくりの観点と土木遺産主体の観点を結ぶ①わかりやすい価値の提示は、土木遺産運用において、最も重要な作業である。この作業は、”地域にとっての価値”を判断する作業である。①わかりやすい価値の提示は、行政計画や管理者の事業計画との対応を要するが、対応が取れていない場合は、何らかの計画に位置付ける、あるいは書き込む必要がある。また①わかりやすい価値の提示は市民への顕彰のみでなく、土木遺産保全に係る何らかの事業を実施する際に、土木遺産保全の方針を明確に示すものとなる。そのため事業の裏付けにもなり、例えば管理者が自治体である場合、庁内での予算要求などに直接影響する可能性もある。

これまでに土木学会が実施している『日本の近代土木遺産—現存する重要な土木構造物 2800 選—』(以下、土

木遺産リスト)によるリストアップや選奨土木遺産選定は、地域住民・行政にとっては、価値判断の素材の1つとなると思われる。土木遺産の価値の学術的評価(①技術、②意匠、③系譜)は、「地域資産の核となるものであるとの認識」を喚起し、地域住民らの有効活用が進むことで、土木遺産が「永らく保存される」ことを意図している²⁾。この土木遺産の価値の学術的評価は、地域住民には歴史・文化的価値として受け入れられているといえる。一方で管理者が、このような歴史・文化的価値を”理解する”、さらには利用という価値を”見出す”、との判断が土木遺産の保全につながると考えられる。本講演では、このような”土木遺産の価値判断”が行われ、保全にどの程度つながっているか、選奨土木遺産を対象として調査・分析結果および考察を述べる。

3. 「わかりやすい価値の提示」について

(1)非利用価値と利用価値

「わかりやすい価値」は、管理者自身による土木遺産の価値のとらえ方により異なる。一方、土木遺産保全事例を参照する場合や、複数の土木遺産保全事例を比較する場合には、何らかの客観的な分類があることが望ましい。本研究では環境経済学³⁾や文化経済学⁴⁾にならい、「わかりやすい価値」を”非利用価値”と”利用価値”に分けて考える。

市場経済のもとでは評価が困難な対象の価値を、環境経済学や文化経済学では、対象が持つ様々な機能を利用形態の観点から、”利用価値”と”非利用価値”に分類している(図 - 2)。土木構造物本来の実用に供する”直接的利用価値”、景観や希少性、環境の質といった観点から利用に値するという”間接的利用価値”の2つが”利用価値”である。一方、”非利用価値”は”利用価値”と異なり、明確な利用形態が存在しない。我々の世代が利用することはないが、将来世代に残すことで得られる”遺産価値”、我々の世代も将来世代も利用することはないが、それが存在するだけで価値があると人々が考える場合の”存在価値”の2つが”非利用価値”である。また、上記4つに加え”オプション価値”がある。現在は利用されていないが将来的に利用される可能性、人によっては価値を有し

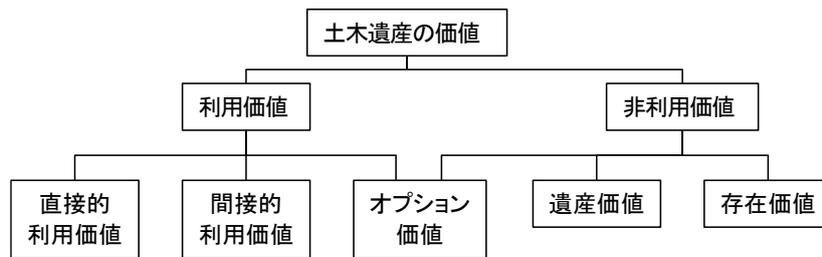


図 - 2 利用形態による土木遺産の価値分類(参考文献をもとに筆者作成)

ており利用を望む選択肢を保持する、という点に価値を見出すものである。"オプション価値"は、"利用価値"に分類されることもあれば、"非利用価値"に分類されることもあり、解釈が分かれている。本研究では、土木遺産の利活用検討に関して土木遺産の価値を分析するため、この"オプション価値"は"利用価値"と"非利用価値"の両方に含まれる中間的な価値として扱うこととする。

(2)土木学会による土木遺産の価値評価

土木遺産リストは、全国的な悉皆調査をもとに評価され、選ばれた土木遺産がリストに掲載された。そのため多くの場合、"地域にとっての価値"には詳しく踏み込んで評価されていないと考えられる。また選奨土木遺産の選定については、近年の公募による選定物件を除けば、土木遺産リストの評価を拠り所している場合が多いと思われる。

土木学会は、土木遺産の学術的評価を①技術、②意匠、③系譜の3指標を総合して行っている。①技術と②意匠は、構造物自体の希少性や「器量」など非利用価値を示す。

③系譜の5評価項目(a.地域性、b.土木事業の一環としての位置付け、c.故事来歴、d.地元での愛着度、e.保存状態)には、利用価値と非利用価値が混在している。両者を混同して評価すると、地域住民・所管主体にとっては価値が理解しづらく、利活用意識も芽ばえづらいことが予想される。鉄道土木遺産の利活用状況を鑑みると、土木遺産の価値は、学術的な評価と、利活用に向けた"地域にとっての価値"の評価の2つが考えられる。いずれも重要な作業であるが、評価作業の目的は異なるといえる。とりわけ利活用に向けた"地域にとっての価値"の評価は、地域住民や所管主体の価値判断に委ねられる場合が多い。

(3)非利用価値の判断

非利用価値の判断過程は、ii "地域にとっての価値"判断のための視点の抽出、iii "地域にとっての価値"の解釈、という2段階である。

ii "地域にとっての価値"判断のための視点の抽出では、土木遺産が存在する地域の特性やまちづくりの観点を参

照して得られる。これは例えば観光案内に示される地域の概要・特徴や歴史文化を参照して適当な要素を得る。

iii "地域にとっての価値"の解釈では、iで得た要素をふまえ、土木遺産の学術的評価を、利活用に向けた評価として解釈する必要がある。土木遺産の学術的評価は、学識者により、①技術、②意匠、③系譜それぞれの評価を総和して総合評価が下される。①技術や②意匠といった構造物主体の評価(土木遺産主体の観点による評価)は、全国の悉皆的な調査により評価が可能である。しかし③系譜を評価するには、地域の特性やまちづくりの観点、その他地域に根差した情報を要する(まちづくりの観点による評価)。そのため、③系譜にかんする評価は地域に委ねられてきた。

一方、"地域にとっての価値"を解釈するには、地域性を評価できる③系譜評価が重要といえる。③系譜評価は、①技術や②意匠的価値の理解を助けるなど、重要な役割を果たす。①～③の評価を総合して"地域にとっての価値"を解釈するには、①技術・②意匠それぞれの評価を、③系譜の内容をふまえて解釈する再評価が必要といえる。

以上示した非利用価値の判断過程には、地域の情報(特性やまちづくりの観点)を再整理する管理者の行動と、構造物の③系譜を調査・再評価する学識者の行動との連携が必要である。

"地域にとっての価値"判断は、最終的には土木遺産の管理者が行うものである。しかし土木遺産の評価は専門知識を要する場合も多い。こうした価値評価・判断作業は、これまでの土木遺産の学術的価値評価とは区別し、土木遺産保全のための技術提供と位置付け、学識者が積極的にかかわる必要があると思われる。

(4)利用価値の判断

"地域における価値"の判断には、非利用価値同様、土木遺産主体の観点による評価(構造物の機能や用途)および、まちづくりの観点が重要と考えられる。そこで利用価値の判断は、非利用価値の判断過程にならぬ、ii "地域にとっての価値"判断のための視点の抽出、iii "地域にとっての価値"の解釈という2段階とする。利用価値の判

表-1 対象事例の選奨土木遺産の公開情報(土木学会 HP をもとに筆者作成)

物件名	構造物種別	建設年	概要	選定年度	所在地
河内(貯水池)堰堤及び南河内橋	堰堤・橋梁	昭和2年	八幡製鐵所の工業用水関連施設で、戦前で最も高い貯水池ダムと現存唯一のレンズトラス橋。	平成12年度	北九州市
「名島橋」及び「名島川橋梁」	橋梁	昭和8年 大正12年	名島橋は、耐震性に優れたアーチ式構造。白く輝く御影石に覆われた優美な姿。名島川橋梁は、大正期の長大RCアーチ橋。アーチを強調する突起等、秀逸な意匠。	平成16年度	福岡市
関門トンネル(在来線用)	トンネル	昭和17年	世界初の海底トンネルでありシールド工法で大成果を上げる。戦時中のためか全く無装飾という特徴を持つ。	平成18年度	北九州市(山口県下関市)
若津港導流堤(筑後川デ・レーケ堤)	堤防	明治23年(竣工年)	有明海のガタ土堆積を防ぎ航路確保を行うために作られ、完成から100年以上経った現在もその役割を果たしている壮大な石導流。	平成20年度	大川市・柳川市(佐賀県佐賀市)
山田堰	堰	寛政2年(昭和55年の災害により改変)	我が国、三大暴れ川のひとつである筑後川に、江戸時代に築造された総石張りの取水堰で、その形式は我が国唯一の傾斜堰床式石張堰。	平成24年度	朝倉市
洗玉眼鏡橋	橋梁	明治26年	洗玉眼鏡橋は、明治26年完成、八代種山石工 橋本勘五郎が、最後に手掛けた石橋といわれており、鞘石垣などの構造的特徴が確認できる石造アーチ橋。	平成25年度	八女市

断と非利用価値の判断で大きく異なる点は、利用価値の判断は次のプロセスであるiii.利活用施策と表裏一体である点である。そのため、利用価値の判断過程では、土木遺産利活用に向けて管理者が取るべき方策として、できる限り汎用的な結論を得るため、非利用価値の判断におけるii.”地域にとっての価値”判断のための視点の抽出は、利用価値の判断ではi.まちづくりの観点の参照とし、基礎自治体が策定した行政計画との対応に限定する。また、iii.”地域にとっての価値”の解釈は、非利用価値の判断を含むii.”地域にとっての価値”の判断とする。

4. 対象事例

本研究では、福岡県内に所在する選奨土木遺産6件を対象とする(表-1)。選奨土木遺産は、土木の専門的視点による学術的評価を、一般向けに公表している代表格といえる。こうした学術的評価が、管理者や市民にどのように受け入れられ保全に寄与しているか、実態把握を試みる。

5. 「わかりやすい価値の提示」と保全状況の関係に関する調査・分析

(1)「わかりやすい価値の提示」の状況について

各物件について、土木学会により公開されている情報、所管主体のホームページやパンフレット・現地解説板等における紹介、公的機関のホームページ、書籍、物件を紹介したパンフレット・解説板等の情報を収集・整理を行う。各対象事例について、現在提示されている価値情

報を非利用価値・利用価値の観点から整理し、ii.”地域にとっての価値”判断のための視点の抽出、iii.”地域にとっての価値”の解釈、という2段階が行われているか否か、分析を行う。

(2) 保全状況の把握について

各物件について、所管主体へのヒアリングおよび現地調査により、現状および課題の把握を行う。

6. おわりに

本稿では、土木遺産の運用と「わかりやすい価値の提示」について基本的な考え方を示した。講演時には、対象事例の「わかりやすい価値の提示」および保全状況について調査報告を行うとともに、分析結果に基づき「わかりやすい価値の提示」と保全の関係に関する考察を述べる予定である。

参考文献・注釈：

- 1) 土木学会 土木史研究委員会：日本の近代土木遺産－現存する重要な土木構造物 2800 選－, p.373, 社団法人 土木学会, 2005.
- 2) 土木学会土木史研究委員会：日本の近代土木遺産－現存する重要な土木構造物 2800 選－ [改訂版], 2005
- 3) 栗山浩一：環境の価値と評価手法, pp.13-15, 北海道大学図書刊行会, 1998
- 4) デイヴィッド・スロスビー：文化経済学入門 創造性の探究から都市再生まで, pp.128-129, 日本経済新聞社, 2002

(2014. 4. 7受付)